（仮称）枚方市駅南土地区画整理事業に係る

環境影響評価方法書

令和５年６月

枚方市

【目　　次】

1. 事業計画 ---------- 1-1
1.1 事業者の氏名及び住所 ---------- 1-1
1.2 事業の名称及び目的 ---------- 1-1
1.2.1 事業の名称 ---------- 1-1
1.2.2 事業の目的 ---------- 1-1
1.3 事業計画の内容 ---------- 1-1
1.3.1 事業計画地の位置及び区域 ---------- 1-1
1.3.2 用途地域 ---------- 1-1
1.3.3 事業の規模 ---------- 1-2
1.3.4 事業計画の概要 ---------- 1-4
1.3.5 環境保全対策の実施方針 ---------- 1-13
1.3.6 環境影響評価を実施する地域 ---------- 1-15

2. 地域の概況 ---------- 2-1
2.1 社会的状況 ---------- 2-3
2.1.1 人口 ---------- 2-3
2.1.2 産業 ---------- 2-8
2.1.3 交通 ---------- 2-13
2.1.4 土地利用 ---------- 2-17
2.1.5 公共施設 ---------- 2-20
2.1.6 環境衛生 ---------- 2-40
2.1.7 水域とその利用 ---------- 2-43
2.1.8 関係法律・条例等による指定・規制等 ---------- 2-45
2.2 生活環境 ---------- 2-83
2.2.1 大気環境 ---------- 2-83
2.2.2 水環境 ---------- 2-96
2.2.3 土壌環境 ---------- 2-105
2.2.4 日照の状況 ---------- 2-110
2.2.5 電波の状況 ---------- 2-110
2.3 自然環境 ---------- 2-111
2.3.1 気象 ---------- 2-111
2.3.2 地象 ---------- 2-115
2.3.3 水象 ---------- 2-117
2.3.4 生物 ---------- 2-118
2.4 歴史的・文化的環境 ---------- 2-129

3. 環境影響評価項目の選定 ---------- 3-1
3.1 環境影響要因の抽出 ---------- 3-1
3.2 環境影響評価項目の選定 ---------- 3-3

4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ---------- 4-1
4.1 大気質 ---------- 4-1
4.2 水質 ---------- 4-6
4.3 地下水 ---------- 4-11
4.4 騒音 ---------- 4-12
4.5 振動 ---------- 4-17
4.6 地盤沈下 ---------- 4-19
4.7 土壌汚染 ---------- 4-20
4.8 廃棄物及び発生土 ---------- 4-21
4.9 交通 ---------- 4-22
4.10 （参考）日照阻害 ---------- 4-26
4.11 （参考）電波障害 ---------- 4-27
4.12 （参考）風害 ---------- 4-28
4.13 コミュニティ ---------- 4-29
4.14 景観 ---------- 4-30
4.15 文化財 ---------- 4-31
4.16 動物 ---------- 4-32
4.17 植物 ---------- 4-35
4.18 生態系 ---------- 4-38
4.19 人と自然とのふれあい活動の場 ---------- 4-39
4.20 地球環境 ---------- 4-42
4.21 まとめ ---------- 4-43

5. 対象事業を実施するにあたり必要な法令又は条例の規定による許認可の種類 ---------- 5-1

1. 事業計画

1.1　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：枚方市

事業者の住所：大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

1.2　事業の名称及び目的

1.2.1　事業の名称

（仮称）枚方市駅南土地区画整理事業

1.2.2　事業の目的

事業計画地の位置する枚方市駅周辺は、古くから大阪と京都を結ぶ交通の大動脈である淀川を軸とした舟運とともに宿場町として栄えてきた。その後、1910 年（明治 43 年）の京阪電車の開通をはじめ、道路などの交通網の整備によりさらに発展し、行政機能をはじめ、商業・業務機能や交通機能の強化など本市の中心市街地として形成されてきた。

2013 年（平成 25 年）3 月に策定した枚方市駅周辺再整備ビジョン（以下「再整備ビジョン」という。）に基づき、本市の中心市街地として魅力にあふれ賑わいのあるまちを具体的に構築するため、重点的に進める区域を設定し、まちづくりの方向性や土地利用のイメージ、実現化に向けた方策などを示した枚方市駅周辺再整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定している。基本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である第 5 次枚方市総合計画に即し、都市整備の方針を定める枚方市都市計画マスタープラン及び枚方市立地適正化計画の方針に適合するとともに、各関連計画との整合を図っている。

本事業は、基本計画方針や地域特性を踏まえ、良好なまちづくりを行うため、区画整理手法により、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図ることを目的とする。

1.3　事業計画の内容

1.3.1　事業計画地の位置及び区域

(1)　事業計画地の位置

枚方市岡東町、大垣内町二丁目、川原町の各一部

(2)　事業計画地の区域

事業計画地は枚方市駅の南側に位置し、行政機能が集積したエリアである。岡東中央公園（ニッペパーク岡東中央）に隣接し、枚方茨木線の北側の範囲には市役所本館・別館、市役所庁舎第 3 分館・職員会館、保健所等、南側の範囲には税務署、市役所分館・第 2 分館、北河内府民センターが立地している。

事業計画地周辺は図 1.3-1 に示すとおり、枚方市駅を中心に、西に淀川、北から東にかけて天野川などの豊かな自然環境や、東海道 56 番目の宿場町として栄えた枚方宿が位置する。

1.3.2　用途地域

事業計画地は、全域が市街化区域で、商業地域又は近隣商業地域に指定されている。

1.3.3　事業の規模

事業計画地面積　約 5.4ha

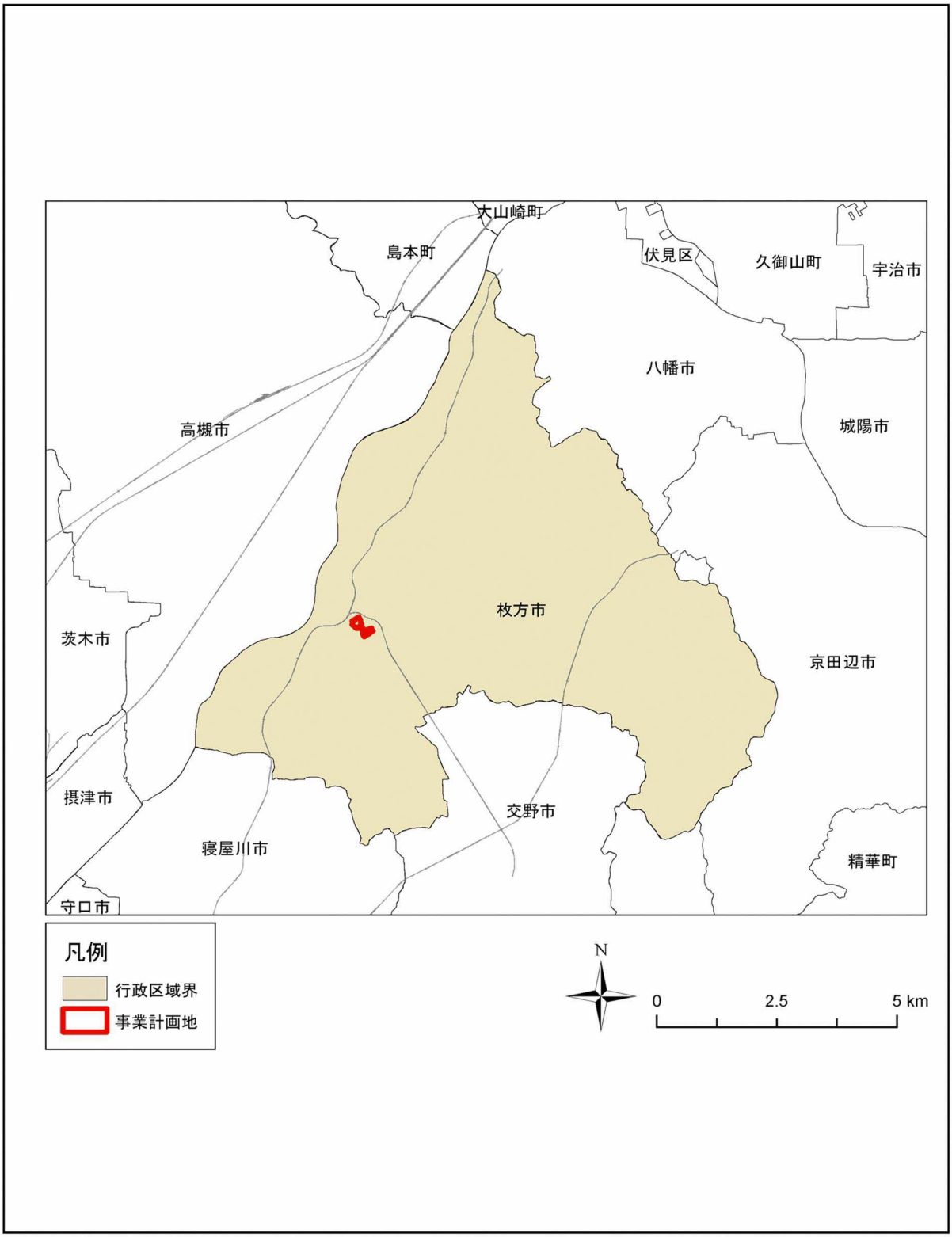


図 1.3-1(1)　事業計画地の位置（広域図）

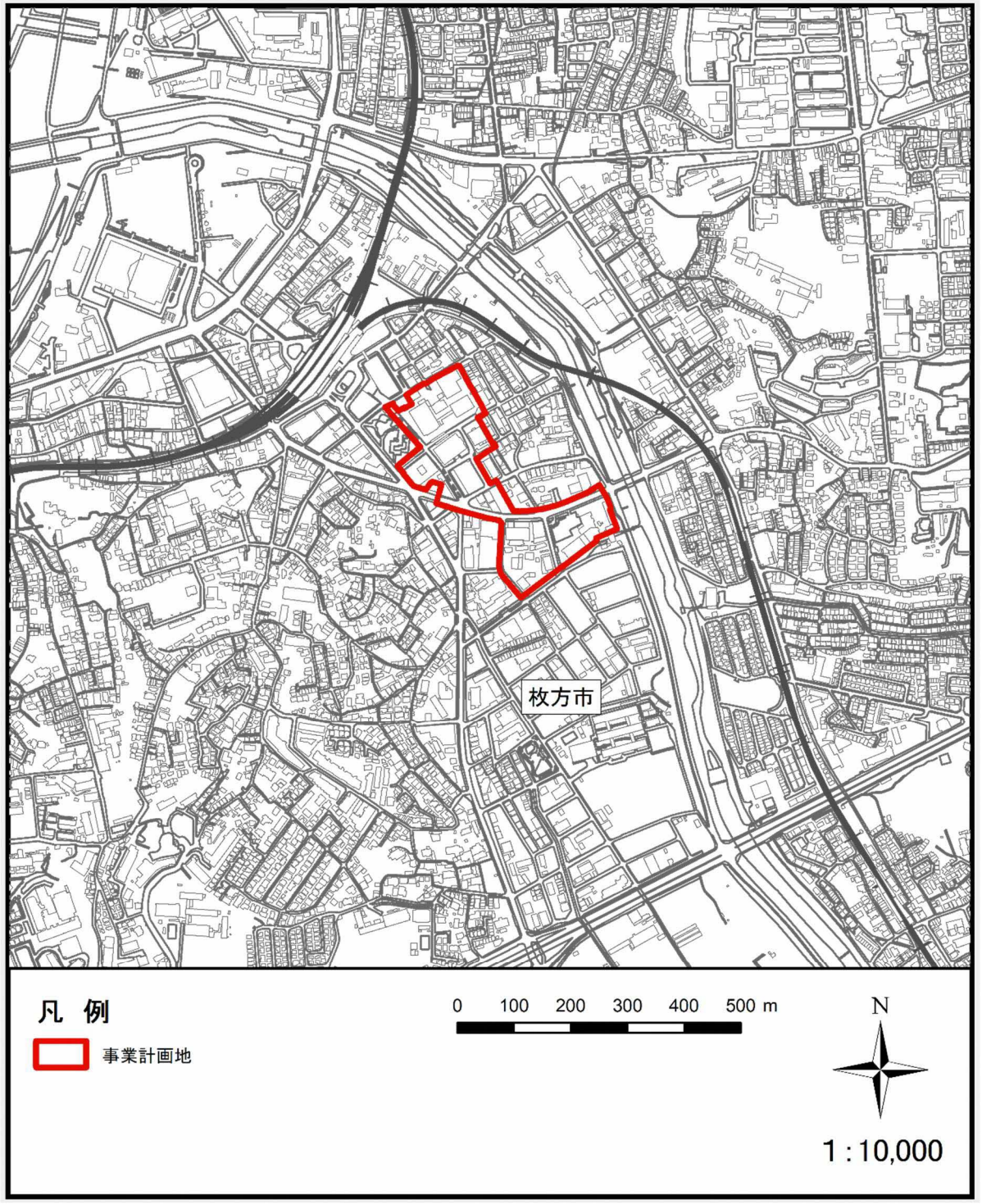


図 1.3-1(2)　事業計画地の位置（詳細図）

1.3.4　事業計画の概要

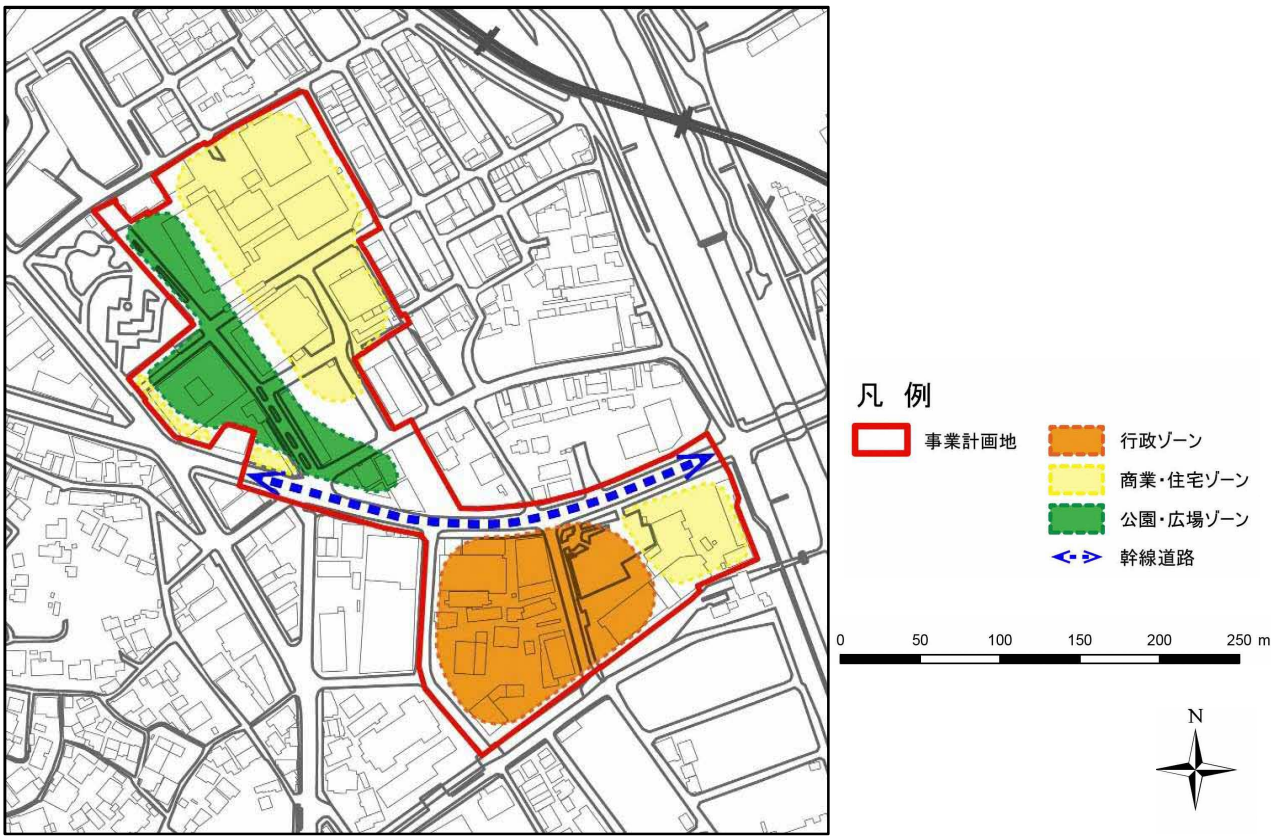
(1)　土地利用計画

土地利用計画の基本方針は表 1.3-1 に、土地利用計画は図 1.3-2 に示すとおりである。本事業に係る環境影響評価は、この土地利用計画に基づいて実施する。

表 1.3-1　土地利用計画の基本方針

基本計画における目指すまちの将来像	・「再発進 ひらかた 人が主役のゆとりと賑わいのまち」 サブテーマ：全ての世代が様々なライフスタイルを実現し、交流できるまち ・「生活サポート拠点」及び「安全・安心の拠点」を形成する。	
土地利用の配置の考え方	行政ゾーン	＜利便性が高く、安全・安心な行政施設＞ ・新庁舎や枚方税務署、簡易裁判所などを行政エリアに配置し、利便性や防災性を高めた中枢拠点の効率的・効果的な形成を目指す。 ・老朽化が進行している枚方消防署については、安全・安心の拠点の形成に向け、枚方寝屋川消防組合と連携しながら、行政エリアに一部機能の配置を検討。
	商業・住宅ゾーン	＜まちの魅力を高める施設＞ ・賑わいや地域活力の創出に寄与する商業・業務機能の誘導。 ＜多様な居住施設＞ ・土地の高度利用による商業・業務などとの複合化などによる居住機能の配置を誘導。
	公園・広場ゾーン	＜まちの魅力を高める公園・広場＞ ・公園・広場の整備により機能拡充し、交流と賑わいや憩いの場の形成等。
	全体	＜まちの魅力を高める施設＞ ・子育て・教育・医療・福祉、文化芸術などの生活サポート機能の誘導。 ＜シンボリックな景観と人や環境にやさしいまち＞ ・シンボリックな景観軸を形成。 ・新たに建設される建築物や街路灯、歩道の形状・色彩などについては、公園・広場などと連携したデザインなどにより、風格と魅力が感じられる景観形成。 ・省エネルギーや都市緑化の推進により、環境負荷の低減に寄与。 ＜利便性の向上や賑わいとゆとりある駅前空間＞ ・既存の道路環境を有効活用し、円滑な交通動線が図られるよう、交通基盤を整備。 ・枚方市駅前周辺への通過を目的とした一般車両の流入を抑制し、安全・安心な歩行者空間の形成や交通動線の円滑化、公共交通の利便性の向上。 ＜安全・快適で歩いて楽しい空間＞ ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、ウォーカブルなまちづくりの取組を進める。 ・ポケットパークやベンチなどの休憩機能の設置など、利用者に応じた様々な歩行者空間の充実を図る。

注）今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。



注)今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

図 1.3-2(1)　土地利用計画

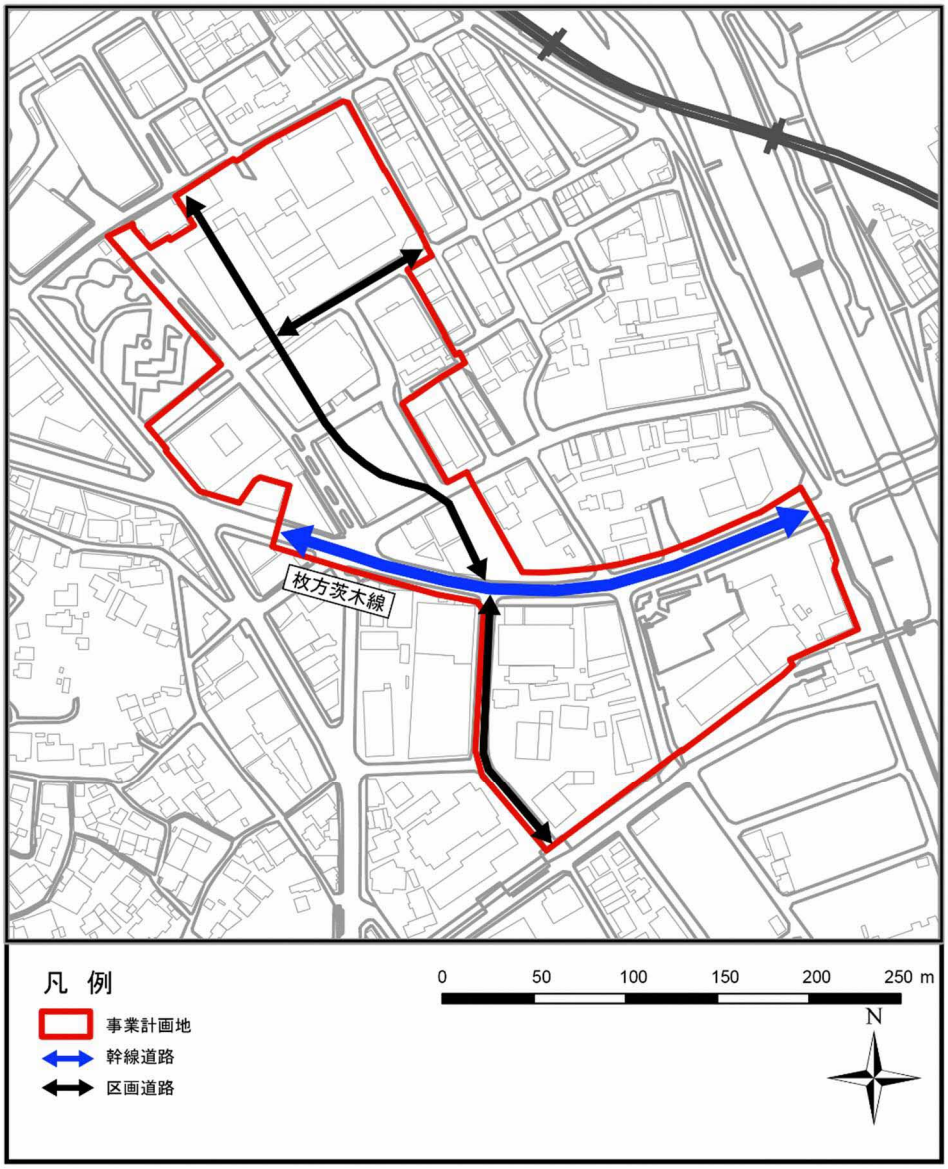


注)今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

図 1.3-2(2)　土地利用のイメージ（参考）

(2)　道路計画

事業計画地の間を横断する幹線道路と南北へ縦断する区画道路を整備する計画としている。



注)今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

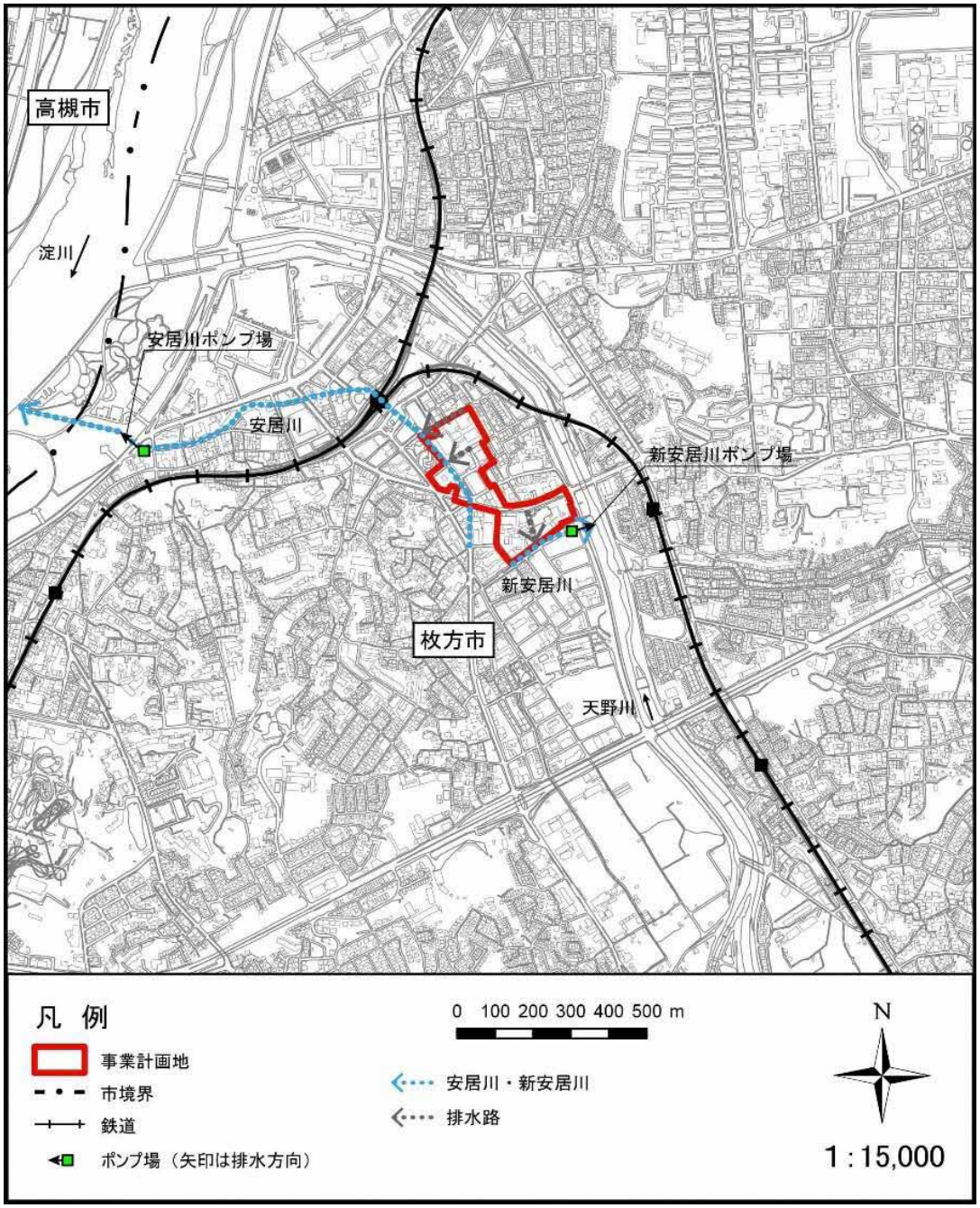
図 1.3-3　概略道路配置

(3)　公園計画

都市計画公園岡東中央公園と一体性を確保した広場を配置し、修景施設及び災害時の避難場所等、多目的に活用可能な整備とする。また、公園・緑地については、歩行者に安らぎを与えるような整備とする。

(4)　排水計画

雨水については、各道路に敷設する管渠で集約し、既存の雨水管に放流するほか、安居川からポンプ場で淀川に、新安居川からポンプ場で天野川に排水する。また、汚水は、既存の下水道管に放流する整備とする。



注)今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

図 1.3-4　概略排水計画

(5)　供給計画

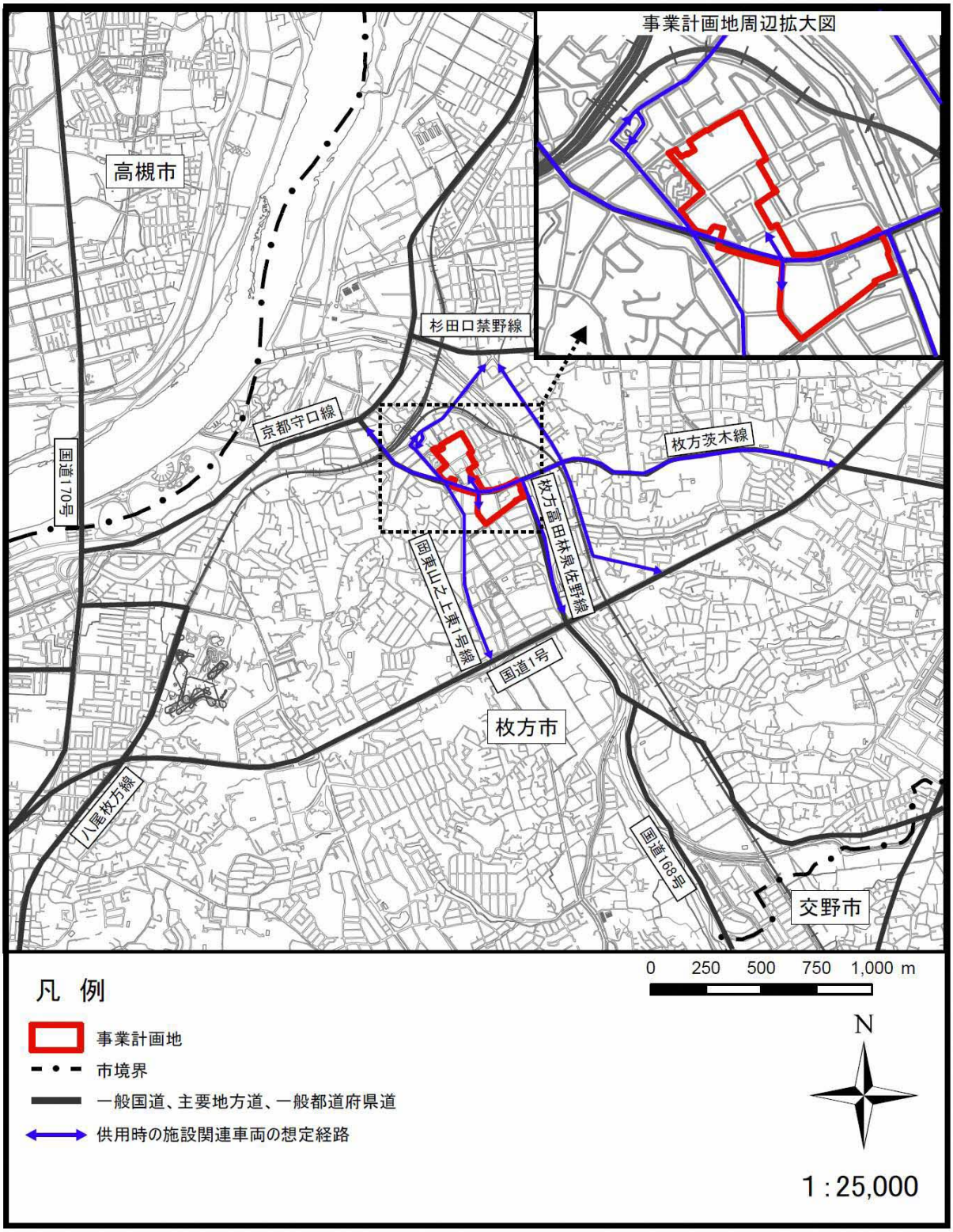
上水道、ガス、電気、通信は、再整備において、利用、供給できるよう敷設する計画としている。なお、電気、通信については共同溝により無電柱化の整備とする。

(6)　その他公共施設以外の計画

居住者・利用者を対象とした複合施設等の立地を想定している。

(7)　供用時の施設関連車両の想定経路

供用時の施設関連車両の想定経路は、国道 1 号、京都守口線、杉田口禁野線、枚方茨木線、枚方富田林泉佐野線等を想定している（図 1.3-5 参照)。今後、周辺道路の交通状況等を考慮して、具体的な通行経路を検討する。



注）今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

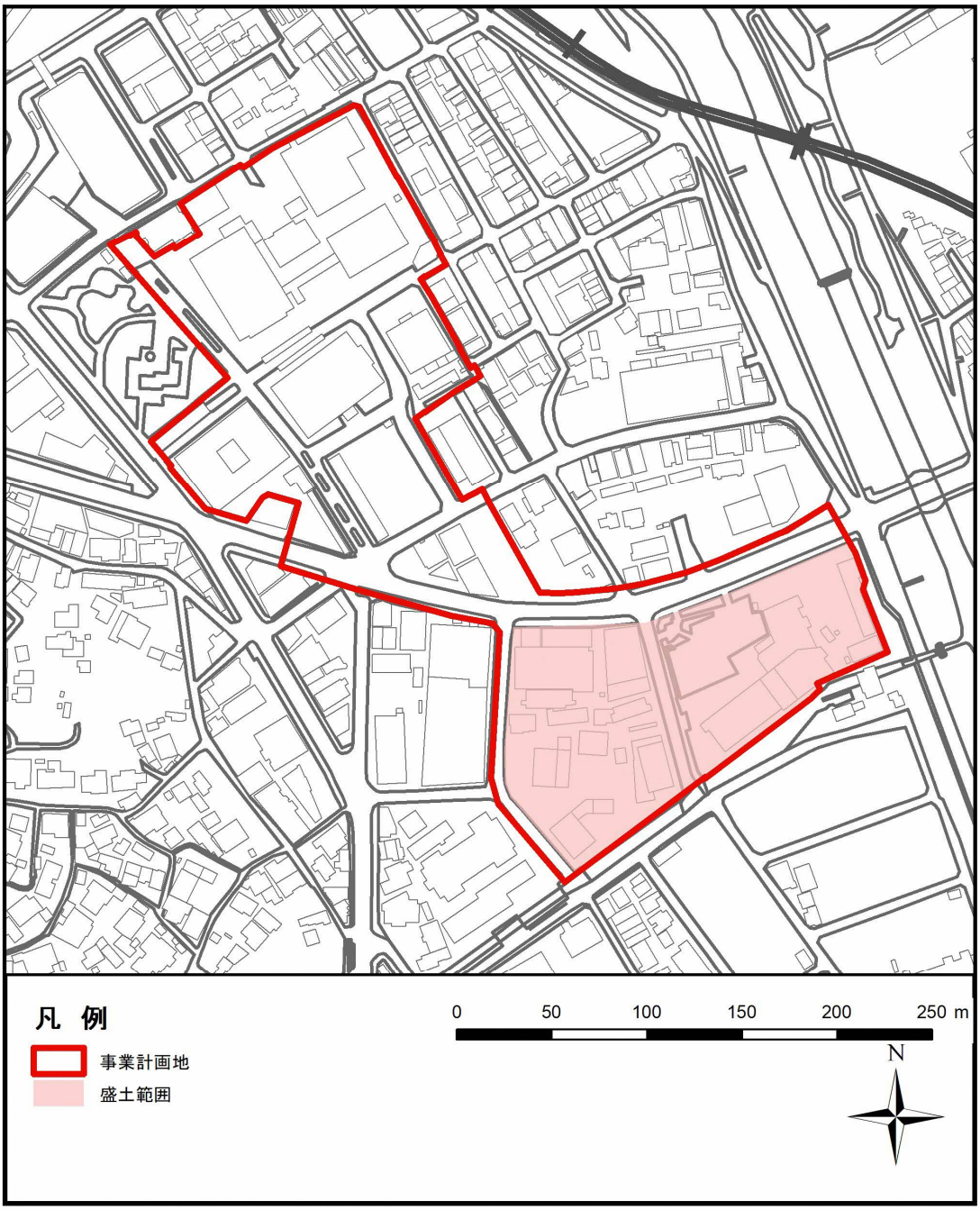
図 1.3-5　供用時の施設関連車両の想定経路

(8)　工事計画

1)　工事概要

本事業では、造成工事によって、各ゾーンの基盤となる道路、供給処理施設、水路等を整備する計画である。本事業における工種は、準備工、防災工事、解体工事（既設構造物等撤去工事）、土工事、基盤整備、インフラ等整備を想定している。

また、工事に際しては、騒音・振動の低減、粉塵の防止、濁水の流出防止など、周辺地域への環境に配慮した施工を行う計画とする。



注)今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

図 1.3-6　概略造成計画

2)　工事内容

・準備工

工事を行う準備として、事業計画地の境界には、安全フェンスを設置し、工事関係者以外の立入りを防止する。また、建設地の周囲に仮囲い鋼板を設置し、必要に応じて防音パネルや防音シート等を設置する。

・防災工事

防災工事として、仮設沈砂池、濁水処理施設、仮設水路、土堰堤等の設置を検討し、区域外への土砂や濁水流出を防止する。

・解体工事（既設構造物等撤去工事）

既存建築物及び建物基礎の撤去、舗装・埋設管等の撤去、既存樹木の伐採・伐根、掘取を行う。なお、撤去物については、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理することとし、また可能なものについては、再生利用を行うこととする。

・土工事

区域外からの土砂搬入による盛土工事が中心となるため、土砂搬入の工事車両用の走行ルートや時間帯、車両台数、誘導員配置などの検討を行い、周辺地域への安全確保を行う。また、盛土工事に際しては、適切な盛土材の品質管理とともに、適正な施工管理を行う。

・基盤整備、インフラ等整備工事

事業計画地の宅地整備、給水・排水等インフラ整備として、整地工事、道路工事、雨水排水工事、汚水排水工事、上水道工事を行うほか、既存水路の付替え工事、ガス施設工事、電線共同溝工事等を行う。

表 1.3-2　工事工程

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～
準備期間			→	→			
整備期間				→	→	→	→

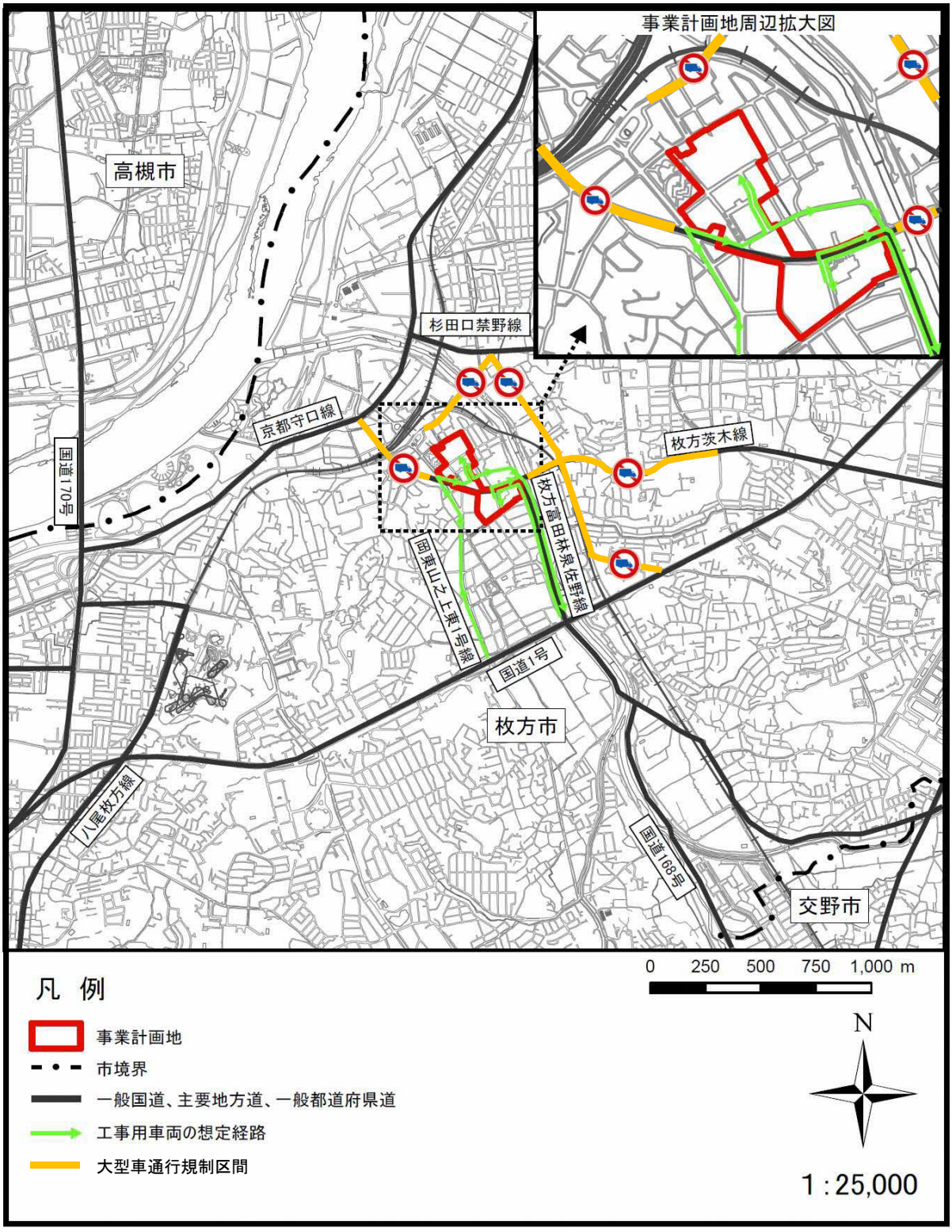
注）今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

3)　工事時間帯

工事時間は、原則、午前 8 時から午後 5 時までを予定しており、日曜日の作業は原則として行わない。ただし、災害時の緊急対応や、安全対策上やむを得ない場合は、一部休日、夜間に工事を行う場合がある。この場合は、関係機関と十分な調整の上、騒音防止や安全対策を取って工事を行う。

4)　工事用車両の想定経路

造成工事に伴い、資機材の運搬、土砂の搬入等を行う工事用車両が事業計画地周辺の道路を走行する。工事用車両の想定経路は、事業計画地周辺の大型車通行規制区間等を踏まえて、枚方富田林泉佐野線、岡東山之上東１号線等を予定している（図 1.3-7 参照）。今後、周辺道路の交通状況等を考慮して、具体的な通行経路を検討する。



注）今後の検討や関係機関との協議により変更となる可能性がある。

図 1.3-7　工事用車両の想定経路

5)　建設廃材（副産物）等

工事に伴い発生する建設廃材(副産物)については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化等、適正に処理する予定である。

6)　排水処理

工事中の雨水排水については、事業計画地内に仮設沈砂池等を設置し、周辺への土砂及び濁水の流出を防止する。

また、工事関係者のし尿等については仮設トイレを設置し、くみ取りにより処理し、河川等への放流は行わない予定である。

1.3.5　環境保全対策の実施方針

(1)　工事の実施(解体工事、造成工事、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)

(大気質)

・工事中、粉塵の周辺地域への飛散防止のため、散水車等により適宜散水を行い、防塵ネットの設置を検討し、粉じん等の飛散量の低減に努める。

・工事区域の出入口部にタイヤ洗浄設備を設置し、搬出車両のタイヤの洗浄を十分に行い、土砂を場外に持ち出さないように配慮する。

・排出ガス対策型建設機械を採用するとともに、工事用車両は、計画的に運行管理し、停車中のアイドリングストップの徹底を図ること等により、大気質への影響の低減に努める。

・アスベストを含む建物を解体する際には、「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、事前調査、作業員の保護、飛散防止、廃棄物の適正処理に向けた取り組みを徹底する。

(水質)

・解体工事、造成工事に際しては、仮設沈砂池、濁水処理施設等の設置を検討し、周辺地域への土砂および濁水の流出を防止する。

・事業計画地の外周部（区域界）では、土嚢や板柵工を設置し、周辺地域への土砂流出防止を図る。

・工事関係者のし尿等については仮設トイレを設置し、くみ取りにより処理し水路などへの放流は行わない。

(地下水)

・既設構造物の解体工事、造成工事において、遮水壁の設置、地下構造物の除却等による地下水への影響が生じる場合には、保全対策及びモニタリングの実施を検討する。

(地盤沈下)

・造成工事においては、盛土による圧密沈下が発生する可能性がある場合等、ボーリング調査等により粘土層・シルト層等の軟弱地盤の有無・土層構成、地下水位高を把握する。軟弱地盤が存在する場合は、適切な対策工法を検討する。

(土壌汚染)

・調査により汚染された土壌がある場合には、汚染土壌の飛散防止対策(散水、被覆等)を検討、実施する。また、モニタリング(大気、公共用水域、地下水等）の実施を検討する。

(廃棄物及び発生土)

・建設廃材等は、集積ヤードとその性状に応じた分別容器を計画し、保管基準の遵守と環境保全に努める。

・発生土は事業計画地内の盛土や埋戻し土として、極力場内での再利用に努め、場外搬出する残土の発生抑制を図る。

（騒音・振動、交通、コミュニティ、人と自然とのふれあい活動の場）

・建設地の周囲に仮囲い鋼板を設置し、防音パネルや防音シート等の設置を検討する。

・低騒音型、低振動型建設機械を採用する。また、工事用車両は走行速度の抑制や、不要なクラクション、アイドリング等を行わないよう周知・徹底する。

・工事関係車両については、周辺地域への交通、騒音・振動、コミュニティ、人と自然とのふれあい活動の場等への影響を軽減するように、通行経路、走行時間帯を計画し、誘導員の配置等の安全対策の実施を検討する。

（文化財）

・事業計画地内に埋蔵文化財包蔵地(岡東遺跡等)が存在するため、事業計画地内において試掘調査が行われる予定である。今後、関係機関と協議を行い適切に対応する。

（生態系）

・現況の市街地を裸地にすることや工事濁水等による動植物の生育・生息に及ぼす影響を可能な限り低減する。

・重要な種が確認され影響が生じる場合、保全対策を検討し、生息・生育環境の確保に努める。

（地球環境）

・温室効果ガス等の排出量を削減するため、省エネルギー型の建設機械等の導入に努める。

(2)　供用後（公共施設・住宅等の存在及び稼働、公共施設・住宅等関係車両の走行）

（大気質）

・区画内道路を適切に配置することにより、周辺地域への排気ガスの影響を軽減するよう努める。

（騒音・振動、交通）

・区画内の道路に低騒音型舗装の採用について検討し、車両通行に伴う騒音の影響軽減への配慮に努める。
・区画内道路を適切に配置することにより、車両通行による周辺地域への騒音・振動、交通への影響を軽減するよう努める。

（コミュニティ、景観、人と自然とのふれあい活動の場）

・地域住民のコミュニティ形成の場の保全に努める。
・区画内道路を適切に配置することにより、車両通行に伴うコミュニティ、人と自然とのふれあい活動の場への配慮に努める。
・街路灯、ガードレール等の施設のデザインや形状、色彩について検討し、周辺の景観との調和を図るよう努める。
・事業計画地内には、公園、緑地の整備等により、人と自然とのふれあい活動の場の創出に努める。

（地球環境）

・公園、緑地の整備等により、温室効果ガスの削減等に努める。
・省エネルギー機器の導入等による省エネルギーの推進等、環境負荷の低減を図る。
・区画内道路を適切に配置することにより、車両通行の増加を抑制し、温室効果ガスの削減に努める。

1.3.6　環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業規模、内容等を勘案し、環境に影響が及ぶと想定される、事業計画地及び環境影響評価項目の現地調査地点と主要道路沿い概ね 200m 程度を含む地域（枚方市新町 1 丁目、新町 2 丁目、大垣内町 1 丁目、大垣内町 2 丁目、大垣内町 3 丁目、川原町、岡本町、岡東町、岡南町、三矢町、朝日丘町、田宮本町、東田宮 1 丁目、東田宮 2 丁目、星丘 1 丁目、星丘 2 丁目、山之上東町、山之上北町、宮之阪 1 丁目、宮之阪 2 丁目、宮之阪 3 丁目、宮之阪 4 丁目、宮之阪 5 丁目、禁野本町 1 丁目、禁野本町 2 丁目、西禁野 1 丁目、西禁野 2 丁目、天之川町、磯島南町）とする（図 1.3-8 参照）。

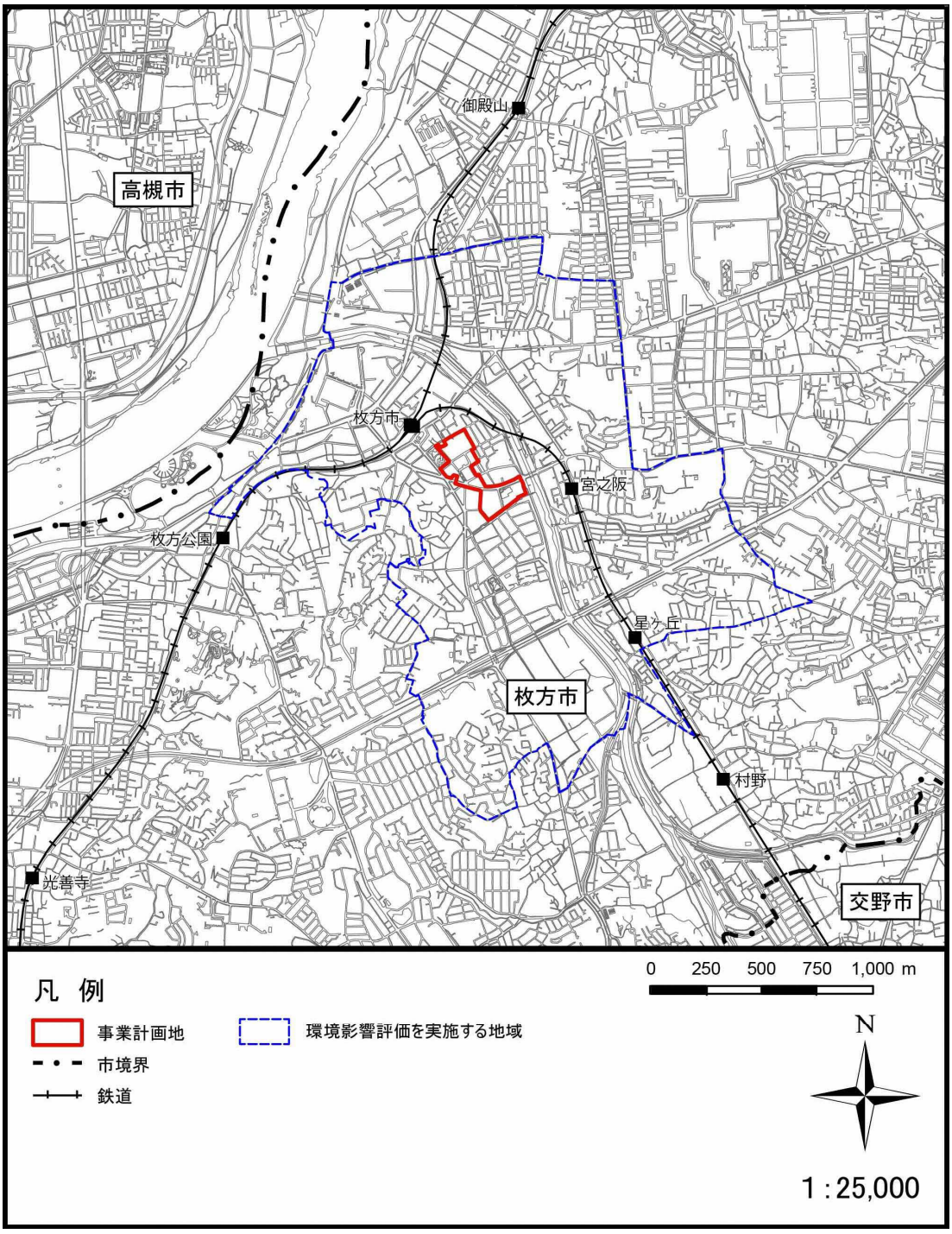


図 1.3-8　環境影響評価を実施する地域